

[別府消防ビル] 消防計画

【特定防火対象物用 ※関係者不在施設】

(目的と適用範囲)

第1条 この消防計画は、消防法令に基づき[別府消防ビル]における防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、出入りするすべての者に適用する。

(管理権原者)

第2条 管理権原者は、[別府消防ビル]の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ(別府市郎)を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせるとともに、必要がある場合は防火管理業務に関して指示を与える。

3 火災予防上の自主検査により、不備、欠陥事項が発見された場合、管理権原者の責任で速やかに改修しなければならない。

4 管理権原者は、次の各号の業務(届出及び報告は別府市消防長宛)を行う。

- (1) 防火管理者を定めたとき、又は解任したときの届出
- (2) 定期的な消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果の報告
- (3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の設置(増設、移設等)届出
- (4) 防火対象物定期点検報告制度に該当する場合の点検結果等の報告
- (5) 前号が該当する場合は防火管理維持台帳への記録及び保存
- (6) 別府市火災予防条例に基づく届出
- (7) その他必要な事項

(防火管理者)

第3条 防火管理者は、この消防計画の作成(変更)及び実行について、すべての権限を持つものとする。

2 防火管理者は、次の各号の業務(届出は別府市消防長宛)を行う。

- (1) 消防計画の作成(変更)及び届出(改正の都度)
- (2) 消火、避難及び通報訓練等の計画、届出及び実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検立会い又は確認
- (5) 防火対象物定期点検報告制度に該当する場合の点検立会い
- (6) 工事中の立会い等及び安全対策の樹立(工事中の消防計画作成及び届出)
- (7) 火気の使用及び取扱いの指揮監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 関係のある者に対する防火上必要な教育の実施(消防計画の周知等)
- (10) 管理権原者への提案及び報告
- (11) その他必要な事項

(自衛消防の組織)

第4条 自衛消防の組織編成は、防火管理者(別府市郎)を自衛消防隊長とし別表1のとおり編成し任務担当を定める。なお、自衛消防隊長の任務は、次の各号とする。

- (1) 別表1各班の、指揮、統括を行う。
- (2) 災害発生時に消防隊が到着した場合は、情報提供を行う。
- (3) 非常用物品等を有事に備え確保し、定期的に点検整備を行う。

2 防火管理者が不在の場合は、その任務を(別府太郎)が代行する。

3 管理権原者及び防火管理者は、夜間、休日等の初動措置の編成を留意し、別途定めるものとする。

(火災予防上の自主検査)

第5条 火災予防上の自主検査は、別表2に基づき実施し、定期的に防火管理者に報告

する。ただし、不備、欠陥事項が発見された場合は、速やかに報告する。

- 2 防火管理者は、不備、欠陥事項の報告を受けた場合は、速やかに管理権原者に報告する。
- 3 管理権原者は、不備、欠陥事項の報告を受けた場合は、速やかに改修する。

(消防用設備等・特殊消防用設備等の点検整備)

第6条 消防法令に基づいた消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び報告については、別表3の業者へ委託する。なお、その点検結果については管理権原者が1年に1回別府市消防長に報告する。

- 2 同条第1項の点検において、不備、欠陥事項が発見された場合は、速やかに改修を実施し、別府市消防長に改修終了の報告をする。

(避難上必要な施設等の維持管理及びその案内)

第7条 避難上必要な施設等には、避難障害となる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理する。また、防火戸についてもその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように併せて管理する。

- 2 関係のある者に対して、別添1の避難経路の案内表示を活用し、周知させる。

(防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理)

第8条 消防法令に基づく規制及び制限を遵守する。

(収容人員の適正化)

第9条 消防法令に定められた収容人員の算定方法に基づき、収容人員を適正に管理する。

- 2 催物の開催等が行われる場合は、収容人員について適正に管理する。また、避難対策について検討する。

(防火上必要な教育)

第10条 防火管理者は、別表4の資料等を活用し、(**職員・従業員**)を対象とした防火上必要な教育を別表5のとおり定期的に行う。また、必要に応じて別府市消防長に指導員の派遣要請も行い、知識の向上を図る。

(訓練の実施)

第11条 [**別府消防ビル**]は、消防法令に基づく特定防火対象物であることから、別表5のとおり定期的に消火訓練、避難訓練及び通報訓練を、別途定める実施内容に基づき実施する。なお、消火訓練、避難訓練及び通報訓練を実施する場合に防火管理者は、別表6の消防訓練実施届出書にて、あらかじめその旨を別府市消防長に通報(報告)する。また、前条同様必要に応じて指導員の派遣要請も行う。

(地震予防措置)

第12条 地震災害の予防措置は、第5条に定める自主検査のほか、次の事項を行う。

- (1) 建物及び建物に付随する看板、窓枠等の倒壊、転倒、落下等の防止措置。
- (2) 火気使用設備器具等の転倒防止及び消火器具の適正配置。
- (3) 危険物の漏洩、流出等の防止措置。
- 2 防火管理者及び火元責任者は、地震後、建物の火気使用設備器具の点検・検査を行い、その安全を確認した後使用を開始すること。

(地震時活動)

第13条 地震後の任務は別表1のとおりとし、活動は次の事項を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具、電気設備等の使用停止措置を行うとともに、ガス及び危険物等の燃料供給停止措置を行う。
- (2) 屋内にて火災が発生した場合は、他に優先して消火活動にあたる。

(3) 避難誘導

ア 避難誘導係は、火災等の災害が発生した場合は、(**在館者**)に必要な指示を与え、混乱を防止するとともに、状況により屋外への避難誘導を行う。

イ (**在館者**)を屋外の安全な場所まで誘導した後、地震による災害発生状況

等の収集及び、避難場所での待機をお客様に周知する。

(工事中等の安全対策の樹立)

第14条 防火管理者は、防火管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。また、工事人に対して次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
- (2) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
- (3) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (4) 放火を防止するため、資器材等の整理、整頓をすること。
- (5) その他防火管理者の指示すること。

(災害発生時の任務)

第15条 災害発生時の任務は、別表1に定める。

- 2 災害発生時の一時的に避難する場所は、（ ○○○駐車場 ）とする。また、一時避難場所は（ ○○○公民館 ）、収容避難場所は（ ○○○小学校 ）とする。

(防火管理業務の委託)

第16条 [別府消防ビル]における、夜間等の防火管理業務の委託範囲及び方法等は、別表7のとおり定める。

(関係者不在時の防火安全対策等)

第17条 当該施設は関係者不在（営業時間中の全ての時間、一部の時間帯）の施設であることから、防火安全対策等については上記に加え別表8に定めるとおり実施する。

この消防計画は、令和○○年○○月○○日から施行する。

この消防計画は、令和○○年○○月○○日から改正する。

南海トラフ地震対策計画
(南海トラフ地震防災対策規程)

(目的)

第1条 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る防災訓練等防災対策上必要な事項を定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「災害対策本部」という。）の構成、構成員の職務分担及び指揮命令系統は別表1のとおりとする。

(情報収集・伝達)

第3条 防火管理者は、地震発生直後、テレビ、ラジオ、防災行政無線、周辺の状況等から、津波警報や地震被害に関する情報の収集を行い、事業所内の全従業員・顧客等に対し、所内放送・口頭等の方法により、必要な情報を直ちに伝達するものとする。

(避難)

第4条 防火管理者が定める緊急避難場所等は次表のとおりとする。

緊急避難場所	避難人数	うち従業員	うち客等	避難経路
〇〇〇小学校	〇〇〇名	〇〇名	〇〇名	別添2のとおり

- 注) 1 避難場所等については、地域における避難場所と整合を図り、必要に応じて見直しを行うこととする。
- 2 防火管理者は、前項で定めた避難所等の位置及び当事業所からの避難経路を示す図面並びに円滑な避難のために必要な対策等を明示した書面を作成し、全従業員・顧客等に周知するものとする。

(訓練)

第5条 防火管理者が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体、自主防災組織等が行う訓練には、積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第6条 防火管理者は、従業員に対して、下記の事項を含む地震防災上必要な教育を行うほか、地方公共団体及び関係機関等が行う防災研修に参加させるものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 従業員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

第7条 防火管理者は、事業所内の各所に、想定津波高・到達時間、避難場所、避難経路を示す図面等を掲示するものとする。

【事業所（施設）名】 別府消防ビル
【事業所（施設）住所】 別府市上野口町19番27号

別表 1 : 第4条、第13条、第15条関係

自衛消防隊長（ 防火管理者 ： 別府市郎 ）			
班別	任務担当	火災発生時の任務	地震発生時の任務
初期消火	消防一郎 発見者 警備員	・ 出火場所に直行し、消火設備（消火器又は屋内消火栓等）による消火	・ 火災が発生した場合は、左記のとおり
		・ 指揮本部への報告	
避難誘導	消防二郎 総務課長	・ 出火階及び上層階に直行し、避難の誘導	左記のとおり
		・ 非常口の開放及び開放の確認	
		・ 避難上障害となる物品の除去	
		・ 逃げ遅れの確認及び指揮本部への報告	
		・ ロープ等による警戒区域の設定	
		・ エレベーター等の使用制限	
通報連絡	消防三郎 受付事務員	・ 消防機関への通報及び通報の確認	左記のとおり
		・ 館内への非常通報及び指示命令の伝達	
		・ 関係者への連絡	
搬出	消防四郎	・ 非常持ち出し品の搬出	左記のとおり
		・ 救急資機材等の搬出	
救護	消防五郎	・ 応急救護所の設置	左記のとおり
		・ 負傷者の応急処置	
		・ 救急隊への情報提供	

[illegible]

※2 不備、欠陥が発見された場合は、速やかに防火管理者に報告する。

別表3：第6条関係

委託業者	業 者 名	〇〇〇設備(株)	
	所 在 地	別府市〇〇町〇〇番〇〇号	
	電 話 番 号	〇〇-〇〇〇〇	
	夜間電話番号	〇〇-〇〇〇〇	
	緊急連絡先	〇〇-〇〇〇〇	
	点 検 種 別	機 器 点 検	〇月予定
			〇月予定
		総 合 点 検	〇月予定

別表4：第10条関係

防火教育効果確認			
実施年月日	令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日	氏名	○○ ○○
1	消火器の位置を覚えていますか。 担当区域は把握しています。全館把握に努めます。		
2	消火器を使えますか。 消防訓練で習ったので、使えます。		
3	火災発生時の通報先と通報電話番号を覚えていますか。 覚えています。スマホに登録しています。		
4	自衛消防組織のあなたの任務担当を覚えていますか。 異動により任務担当が変わったので、至急、把握します。		
5	避難口の位置や避難器具の設置位置を覚えていますか。 覚えていません。把握に努めます。		
6	喫煙について守らなければならないことを覚えていますか。 覚えています。		
7	物品等を絶対に置いてはいけない場所を覚えていますか。 覚えています。館内数カ所のマーキングが剥がれているところがありました。		
8	火気使用設備器具等を使用の際に守るべきことを覚えていますか。 覚えています。		
9	火災予防上の自主検査を定期的実施していますか。 始業前・始業後に実施し、防火管理者に報告しています。		
10	消防計画の内容を詳細に把握していますか。 他任務は把握出来ていないので、今後、把握に努めます。		
備考		確認結果	／10

別表5：第10条、第11条関係

防火上必要な教育	対象者	実施時期			備考
	社員	採用時	4 月予定 月予定	必要の都度	
	パート従業員	採用時	4 月予定 月予定	必要の都度	
	新人社員	採用時		必要の都度	
	新人パート従業員	採用時		必要の都度	
訓練の実施	訓練種別	実施時期		備考	
	消火訓練	4 月予定	月予定		
		10 月予定	月予定		
	避難訓練	4 月予定	月予定		
		10 月予定	月予定		
	通報訓練	4 月予定	月予定		
		月予定	月予定		
	総合訓練	4 月予定	月予定		
	南海トラフ地震に係る防災訓練	4 月予定	月予定		

- ※1 別表4の資料等及び別途定める資料により教育を行う。
- ※2 就業時には、教育で知り得た知識を活用し、火災予防等に務める。
- ※3 消火及び避難訓練は年2回以上、通報訓練は年1回以上の実施義務がある。
- ※4 訓練参加者の事故防止等を図り、安全管理に務める。
- ※5 訓練終了後、実施結果について検討及び記録し、以後の訓練に反映させる。

別表6：第11条関係

消防訓練実施届出書			
令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
別 府 市 消 防 長 殿			
届出防火管理者			
別府市郎			
消防計画に基づき、下記のとおり消防訓練を実施します。			
記			
防 火 対 象 物 の 所 在 地	上野口町19番27号		
防 火 対 象 物 の 名 称	別府消防ビル 電話 〇〇-〇〇〇〇	用 途	15項
実 施 日 時	〇 月 〇 日 〇 時 〇 分 ～ 〇 時 〇 分 まで		
訓練種別(該当を○で囲む)	立会い訓練 ・ 自主訓練 消火・通報・避難 (昼間・夜間〈夜間マニュアル含む〉)		
参 加 人 員	関係のある者 〇〇名 その他 () 名	合 計	〇〇 名
※消防訓練の概要を簡潔に記入し、必要に応じ訓練計画書を添付してください。また、119番の通報訓練を実施する場合は、事前におおいた消防指令センター（電話097-532-3704）まで連絡してください。			
昼間に施設1階厨房からの出火を想定した消火、通報、避難の実施。 (ねらい) ・ 初期消火訓練を実施し、消火器の設置場所及び使用方法の確認。 ・ 避難訓練では、火災の煙を吸引しないよう、すばやく避難する。させる。 ・ 火災通報装置を使用し、119番通報訓練を実施。			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

別表7：第16条関係

委 託 業 者 又 は 氏 名	〇〇〇メンテナンス
所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
電 話 番 号	〇〇-〇〇〇〇
夜 間 電 話 番 号	〇〇-〇〇〇〇
緊 急 連 絡 先	〇〇-〇〇〇〇
委 託 範 囲	
委 託 方 法	

別表 8：第17条関係

1 関係者（所有者、管理者、占有者及び従業員）不在時間

☒	常時不在	
	一部不在	不在時間帯 毎週 水、土、日曜日 20：00～翌10：00

2 利用者への情報提供

(1) 施設利用者に対して、以下により関係者不在であることを周知する。

ア 施設利用開始前

- ☒ 予約時（インターネット）のWebページで記載
- ☒ 予約確認メールのメッセージに記載
- ☒ 会員登録の際に明示
- ☒ その他（ 電話予約時に口頭で説明 ）

イ 施設利用開始時

- ☒ 利用規約に明示
- ☒ 避難経路図とともに客室に明示
- ☒ 施設に備え付けのリーフレットに記載
- ☒ その他（ 出入口に掲示 ）

(2) 施設利用者に対して、前(1)の方法により喫煙ルール及び火気使用器具や電気機器の適切な取扱い方法について周知する。

(3) 施設利用者に対して、前(1)の方法により、火災発生時は避難を最優先とすること、駆け付けた関係者が避難の状況を把握するため指定した一時避難場所及び安全を確保した上で可能な限り通報及び初期消火を行うなど、災害時の対応手順等について周知する。

(1) 日常の防火管理業務の実施体制及び自主検査結果の防火管理者への報告要領は次のとおりとする。防火管理者は都度確認を行うとともに、不備等があった場合は、速やかに改善の措置を講ずる。

	実施者	巡回頻度等	防火管理者への報告要領
日常の 自主検査	☒ 防火管理者による巡回		
	☒ 関係者による巡回 〔 （現地対応会社） 合同会社〇〇 〕	週 1 回 (月曜日)	チェック表を活用し、防火管理者へ提出する。 ※不備があった場合はその都度報告
	☒ 委託事業者等による巡回 〔 〇〇ビルメンテナンス 〕	客室利用の都度	チェック表を活用し、防火管理者へ提出する。 ※不備があった場合はその都度報告
	☐ 監視カメラ、各種センサー等 ※おおむね月に 1 回は防火管理者、関係者又は外部事業者のいずれかが巡回により目視で現場を確認	実施者： 頻度： (月1回以上)	※不備があった場合はその都度報告

- (2) 寝具類からの出火・延焼を防ぐため、防災製品を使用する。
- (3) 防火管理者は定期的に「関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン」(令和8年3月27日消防予第115号総務省消防庁予防課長通知)への適合状況を確認する。

4 火災発生時の応急対策

- (1) 防火管理者等※は施設利用者等から火災発生の連絡を受けた場合は速やかに現場に駆け付け、施設利用者の避難誘導等の対応を行うとともに、出火場所、避難者及び逃げ遅れた者等の情報を把握し、消防活動へ協力できる体制を確保する。※ 防火管理者等：防火管理者又は関係者
- (2) 関係者が不在になることを踏まえ、次の措置を講じる。

【火災の早期覚知のための対策】

- ☒ 自動火災報知設備の遠隔移報装置（警備会社等）
- ☒ 監視カメラ等による遠隔監視
- ☒ その他（ 警備会社と契約 ）

【消防機関への早期通報のための対策】

- ☒ 自動火災報知設備の遠隔移報装置を経由した通報（警備会社等）
- ☒ 自動火災報知設備と連動した火災通報装置の設置
- ☐ その他（ ）

【施設利用者の安全な避難のための対策】

- ☐ 遠隔放送での避難誘導のアナウンス
- ☐ 自動火災報知設備と連動したデジタルサイネージ
- ☒ その他（誘導灯に沿って避難することの周知 避難経路図の掲示 携帯用照明器具の設置）

(3) 緊急時の連絡先（担当：〇〇 〇〇 合同会社〇〇 ）
電話番号 090- 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

緊急時の連絡先は、施設内のわかりやすい場所に掲示する。

- 【掲示箇所： 施設入り口（屋外側）、施設内掲示板 】
- （出入口が常時施錠されている施設はセキュリティ外側へも掲示する。）

5 自衛消防訓練

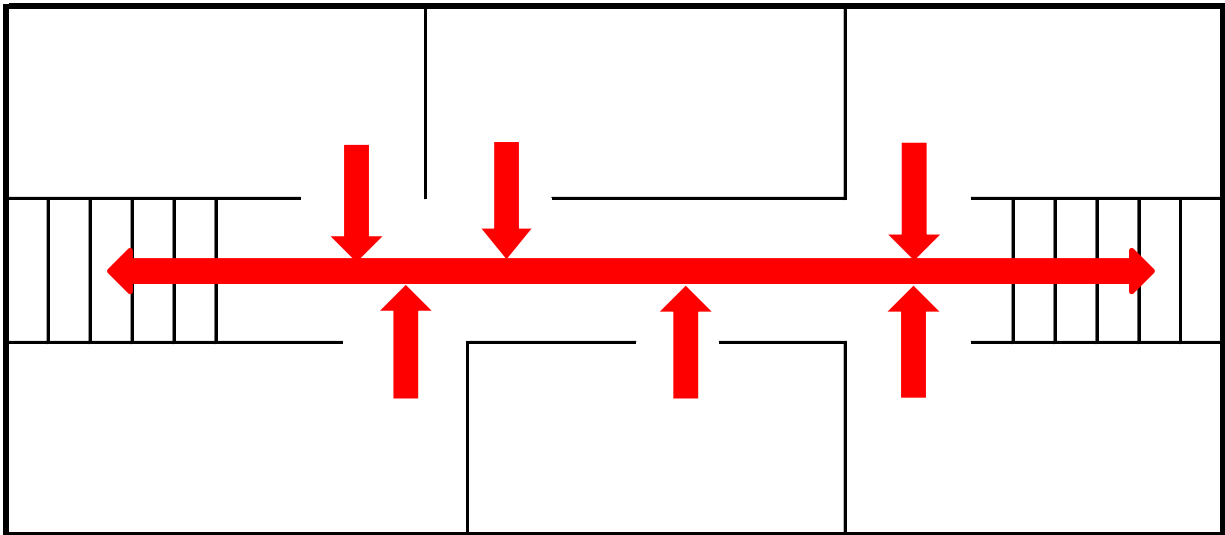
- (1) 関係者不在時の火災を想定し、火災の発生の覚知後、速やかに現場に駆け付け「4 火災発生時の応急対策」に定める対応を行う訓練を実施する。
- (2) 訓練時には、関係者不在時の利用者を想定し、利用者目線で災害時の一連の対応行動を行い、利用者の安全を確保する措置がされているかの確認を行う。

6 外部事業者との連携

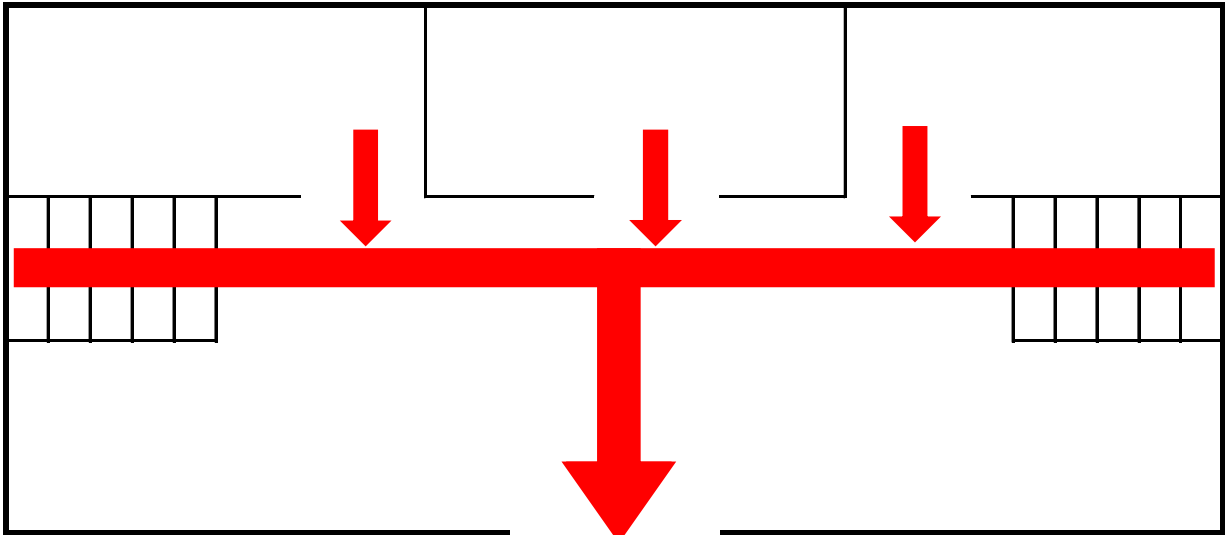
日常の点検を外部事業者が実施する場合は、日常の点検が適正に行われるように、委託契約等で明確に定めるとともに、消防計画に定める自主検査の項目内容について十分に周知する。

別添1：第7条関係

2階



1階



別添2：南海トラフ地震対策計画 第2条関係

